

ご利用明細書発行に関する特約 (Visa/Mastercard®)

本特約は、OPクレジット(Visa/Mastercard®)会員規約(以下「会員規約」といいます。)第39条に定められたご利用明細書(以下「明細」といいます。)の発行とその費用の取扱いその他これらに関連する事項について、会員規約の特約として定めたものです。

第1条(本特約の適用範囲およびその効力)

1. 本特約は、会員規約に定める本会員のうち、当社が発行するカードの貸与を受けた者(以下「対象本会員」といいます。)に対して適用されるものとします。
2. 本特約の内容が、会員規約または会員規約に関連する他の会員特約と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

第2条(明細のWEB明細チェックによる提供等)

1. 当社は、対象本会員に対し、会員規約の規定にかかわらず、MUFGカードブランド会員向けウェブサイトである「MUFGカードWEBサービス」内で提供される「WEB明細チェック」により、電磁的記録の提供の方法によって、会員規約に定める通知に代えるものとします。
2. 対象本会員は、前項の方法により明細記載事項の提供を受けることができるよう、会員規約に定める支払いの指定日の前月18日までに、「MUFGカードWEBサービス」および「WEB明細チェック」に登録し、かつ対象本会員の資格を有する間、これを維持するものとします。

第3条(発行手数料の支払義務)

前条の定めにかかわらず、当社は、対象本会員の申し出がある場合または対象本会員が前条第2項の義務を履行しない場合には、明細を対象本会員の届出住所または勤務先住所に送付するものとします。この場合、対象本会員は、当社に対し明細の発行および送付に係る手数料(以下「発行手数料」といいます。)として当社が定める額を支払うものとします。

第4条(発行手数料の支払時期および支払方法)

発行手数料は、当該発行手数料に係る明細で請求するショッピング利用代金の支払いの指定日に当該代金と合算して支払うものとします。

第5条(発行手数料の免除)

第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当社は、当該対象本会員に対し、発行手数料の支払義務を免除します。

- (1) 明細に、ショッピング利用の支払方法が2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いによるご利用代金が含まれる場合
- (2) 明細に、リボルビング払いのショッピング利用に係る請求が含まれる場合

- (3) 明細に、キャッシングサービスまたはカードローンによるご利用代金が含まれる場合
- (4) 前各号のほか、当社が発行手数料の支払いを要しないものとして別途認める場合

第6条(発行手数料の返金)

当社が第3条第1文の定めにより対象本会員に対して明細を送付した場合であっても、当該明細のご利用明細に記載されたショッピング利用代金すべてについて、対象本会員に支払義務がない場合には、当社は、会員の請求により、当該明細に係る発行手数料を返金します。

第7条(発行手数料の返金口座)

前条により当社が発行手数料を返金する場合には、対象本会員名義の預貯金口座への振込みの方法によるものとします。この場合において、お支払口座として当社に登録された預貯金口座がある場合には当該口座への振込みとし、お支払口座の登録が存在しない場合には、預貯金口座の届出をしていただきます。当社は、かかる預貯金口座の届出がなされるまで、発行手数料の返金を行わないことができます。

第8条(発行手数料の相殺)

前条の規定にかかわらず、当社が会員に対して金銭債権を有している場合には、その履行期において特段の意思表示をすることなく、当該金銭債権と返金すべき発行手数料とを相殺することができるものとします。

第9条(発行手数料の利息)

当社は、発行手数料の返金をすべき場合、返金すべき会員に対し利息を付さないものとします。

第10条(本特約の変更)

本特約の変更について、当社から変更内容または新特約を通知した後に、カードを利用したときは、会員が変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、当社は、法令により本特約を変更することが許容される場合には、当該法令に定めるところにより本特約を変更することがあります。